

# 宮城県産業別最低賃金《改定のお知らせ》

宮城県内の特定産業（鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 及び 自動車小売業の3業種）で働く労働者に適用される産業別最低賃金は、平成24年12月15日から下記のとおり改定されます。

## 1 宮城県鉄鋼業最低賃金

時間額 **788**円 （781円より 7円引上げ）

## 2 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **749**円 （744円より 5円引上げ）

## 3 宮城県自動車小売業最低賃金

時間額 **754**円 （747円より 7円引上げ）

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）  
又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

仙台労働基準監督署	022-299-9075	大河原労働基準監督署	0224-53-2154
石巻労働基準監督署	0225-22-3365	瀬 峰労働基準監督署	0228-38-3131
古川労働基準監督署	0229-22-2112		